

東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する

都市計画変更について

文京区都市計画部都市計画課

令和2年12月

1 これまでの経緯

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、本都市計画区域マスタープランは東京都が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものである。
- (2) このたび、東京都では平成26年に策定された現行の都市計画区域マスタープランを改定するため、都市計画変更を行う。
- (3) 東京都は、都市計画区域マスタープラン（原案）を令和2年5月26日に発表、都市計画法第16条の公聴会を実施の上、都市計画変更案を作成、令和2年12月2日から12月16日まで都市計画法第17条による縦覧を行った。
- (4) 令和2年11月25日に東京都知事から文京区長宛に、都市計画法第18条による都市計画区域マスタープラン（案）に対する意見照会があった。

2 都市計画区域マスタープランの都市計画変更について

「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映し改定する。

3 今後のスケジュール（予定）

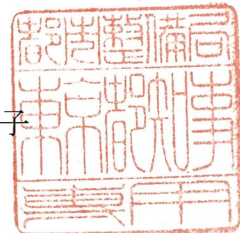
令和3年2月	東京都都市計画審議会の開催
令和2年度末	都による都市計画変更決定告示予定



2 都市政広第 3 5 4 号
令和 2 年 1 1 月 2 5 日

文京区長 殿

東京都
上記代表者 東京都知事 小池 百合子



東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（照会）

標記の件について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和 3 年 1 月 1 2 日までに御回答願います。

